



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年6月23日(金) 号外(第6号)

目次

条 例		ページ
○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務課)		2
○群馬県県税条例の一部を改正する条例(税務課)		2
○森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例(同)		9
○群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例(私学・子育て支援課)		10
○群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同)		10
○群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(障害政策課)		11
○群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(同)		12
○群馬県宅地造成等規制法関係手数料条例の一部を改正する条例(建築課)		12
○群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(交通企画課)		13

■ 条 例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月二十三日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第三十五号

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十八の項上欄中「宅地造成等規制法(一)」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(一)」に改め、「。以下この項において「法」という。」を削り、「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に改め、「。以下この項において「政令」という。」を削り、「宅地造成等規制法施行規則」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則」に改め、「。以下この項において「省令」という。」を削り、同欄(一)中「法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下この項において「改正法」という。)」附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下この項において「旧法」という。)」に改め、同欄(二)から(四)までの規定中「法」を「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法」に改め、同欄(五)中「政令」を「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和四年政令第三百九十三号)による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)」に改め、同欄(六)中「省令」を「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和五年農林水産省・国土交通省令第三号)による改正前の宅地造成等規制法施行規則(昭和三十七年建設省令第三号)」に、「法」を「旧法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年六月二十三日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第三十六号

群馬県税条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「対する法人税額」の下に「(各対象会計年度(同法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。))の国際最低課税額(同法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。))に対する法人税額を除く。以下同じ。」を加える。

第二十五条を次のように改める。

(公示送達)

第二十五条 法第二十条の二の規定による公示送達は、公示事項(同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を行政県税事務所等(送達すべき書類を発送した行政県税事務所又は群馬県自動車税事務所をいう。以下この条において同じ。))若しくは県庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を行政県税事務所等若しくは県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによりするものとする。

第四十条第一項第四号中「と個人の市町村民税の課税額」を「、個人の市町村民税の課税額及び森林環境税(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)第一条に規定する森林環境税をいう。))の課税額」に改める。

第四十一条の見出し中「払込」を「払込み」に改め、同条中「第四十二条第三項」を「第七百三十九条の四第二項」に、「払込む」を「払い込む」に改める。

第四百七条の七第一項第一号イ中「第九条の四第一項」の下に「(同条第二十八項から第三十項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同号イ(2)中「この号」を「この条」に、「百分の六十五」を「百分の七十」

に改め、同号ロ中「第九条の四第二項」の下に「(同条第二十八項から第三十項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ハ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、「第九条の四第三項」の下に「(同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同号ニ中「二・五トン以下のトラック」を「三・五トン以下のバス」に改め、「第九条の四第四項」の下に「(同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同号ニ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ニ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ニ(2)を次のように改める。

(2) エネルギー消費効率率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第四百七十七条の七第一項第一号ホ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、「第九条の四第五項」の下に「(同条第二十八項又は第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同号ホ(2)を次のように改める。

(2) エネルギー消費効率率が基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十五を乗じて得た数値(車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率)以上であること。

第四百七十七条の七第一項第一号ヘ中「バス又は」を削り、「第九条の四第六項」の下に「(同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同号ヘ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号イ中「第九条の四第七項」の下に「(同条第二十九項又は第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ中「第九条の四第八項」の下に「(同条第二十九項又は第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号イ中「第九条の四第九項」の下に「(同条第二十九項又は第三十項の規定により読み替えて適用す

る場合を含む。)」を加え、同号イ(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号ロ中「第九条の四第十項」の下に「(同条第二十九項又は第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同号ロ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ホ中「第九条の四第十三項」を「第九条の四第十五項(同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同号ホ(2)を次のように改める。

(2) エネルギー消費効率率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第四百七十七条の七第一項第三号ホを同号トとし、同号ニ中「バス又は」を削り、「第九条の四第十二項」を「第九条の四第十四項(同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「バス又は」を削り、「第九条の四第十一項」を「第九条の四第十三項(同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十一項(同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

二 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十二項（同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第四百七十七条の七第二項第一号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十四項」を「第九条の四第十六項（同条第二十八項から第三十項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同号ロ中「車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「自家用の乗用車」に、「第九条の四第十五項」を「第九条の四第十七項（同条第二十八項から第三十項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同号ロ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十」に改め、同号ロに次のように加える。

- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百七十七条の七第二項第一号ハ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、「第九条の四第十六項」を「第九条の四第十八項（同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同号ハ(1)(i)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ハ(1)(ii)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ニ中「バス又は」を削り、「第九条の四第十七項」を「第九条の四第二十項（同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十九項（同条第二十八項又は第三十項の規

定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

第四百七十七条の七第二項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十一項（同条第二十九項又は第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十二項（同条第二十九項又は第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百七条の七第二項第三号イ中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十九項」を「第九条の四第二十三項(同条第二十九項又は第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十四項(同条第二十九項又は第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定するもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百七条の七第二項第三号ニ中「第九条の四第二十二項」を「第九条の四第二十七項(同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同号ニ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「に百分の百五を乗じて得た数値」を加え、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「バス又は」を削り、「第九条の四第二十一項」を「第九条の四第二十六項(同条第三十項の規

定により読み替えて適用する場合を含む。)」に改め、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十五項(同条第三十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百七条の七第四項中「第一号イからニまで」を「第一号イ、ロ及びホ」に、「第一号イ及びロ」を「第一号イ、ロ及びニ」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率」を「令和四年度基準エネルギー消費効率及び令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の百四十一」を「百分の百五十一」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号ロ(3)及びハ(2)の項中「及びハ(2)」を削り、同表第一項第一号ニ(2)の項中「第一項第一号ニ(2)」を「第一項第一号ホ(2)」に、「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。))に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五を乗じて得た数値」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十一」に改め、同表に次のように加える。

(3) 第二項第一号ロ	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
-------------	------------------	----------------------------------

(2) 第二項第一号ニ	令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十七
-------------	-------------------------	----------------------------

第四百七十七条の七第五項中「第一号イ、第二号及び第三号イ」を「第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロ」に、「同条第三十二項」を「同条第三十六項」に改め、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第二号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の百二」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第一号イ(2)、第二号ロ及び第三号イ(2)の項中「第二号ロ及び第三号イ(2)」を削り、同表に次のように加える。

(2) 第二項第一号ロ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
(2) 第二項第二号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
(2) 第二項第二号ロ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
(2) 第二項第三号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
(2) 第二項第三号ロ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二

附則第四条の二の見出し中「提出等」を「提出」に改め、同条中「第二十三条

及び第二十五条」を「第二十三条第五号」に、「これらの規定」を「同号」に改める。

附則第十四条の三第一項中「租税特別措置法第三十七条の十三第一項」を「国民税の所得割の納税義務者（租税特別措置法第三十七条の十三第一項）に、「をした県民税の所得割の納税義務者」を「をしたもの」に改め、「あつたものを除く。」の下に「）又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項に規定する株式会社と同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得したもの（当該株式会社が発起人であることその他の施行令附則第十八条の六第二項で定める要件を満たす者に限る。）に限る。」を加え、「租税特別措置法第三十七条の十三の二第一項」を「同法第三十七条の十三の三第一項」に、「附則第十八条の六第二項」を「附則第十八条の六第三項」に改め、同条第四項中「附則第十八条の六第四項」を「附則第十八条の六第五項」に改め、同条第五項中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に、「附則第十八条の六第五項」を「附則第十八条の六第六項」に、「附則第十八条の六第六項」を「附則第十八条の六第七項」に改める。

附則第二十二条の五第一項の表二「自衛隊の使用する機械を管理する者の項中「自衛隊の使用する機械」を「自衛隊又はオーストラリア軍隊（日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。以下同じ。）の使用する機械」に、「自衛隊の使用する通信」を「自衛隊又はオーストラリア軍隊の使用する通信」に改める。

附則第二十二条の八の三第二項及び第二十三条の四第二項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

第二条 群馬県県税条例の一部を次のように改正する。

第四百七十七条の七第一項中「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同項第一号イ中「から第三十項まで」を「、第二十九項又は第三十一項」に改め、同号イ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号ロ中「から第三十項まで」を「、第二十九項又は第三十一項」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十」を

「百分の八十五」に改め、同号ハ及びニ中「同条第三十項」を「同条第三十一項」に改め、同号ホ中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同号ヘ中「同条第三十項」を「同条第三十一項」に改め、同項第二号イ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号ロ中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同項第三号イ中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同号ハからヘまでの規定中「同条第三十項」を「同条第三十一項」に改め、同号ト中「同条第三十項」の下に「又は第三十一項」を加え、同号ト(2)中「平成二十七年
度以降」を「令和七年度以降」に、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値」を「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。)に改め、同条第二項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同項第一号イ中「から第三十項まで」を「第二十九項又は第三十一項」に改め、同号イ(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号ロ中「から第三十項まで」を「第二十九項又は第三十一項」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同号ハ中「同条第三十項」を「同条第三十一項」に改め、同号ニ中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同号ホ中「同条第三十項」を「同条第三十一項」に改め、同項第二号イ中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同号イ(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号ロ中「第三十項」を「第三十一項」に改め、同号イ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同号ハ及びニ中「同条第三十項」を「同条第三十一項」に改め、同号ホ中「同条第三十項」の下に「又は第三十一項」を加え、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同条第三項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第四項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の

百五十一」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百七十三」を「百分の百八十四」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百三十」を「百分の百五十一」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百五十一」を「百分の百六十二」に改め、同条第五項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率」の下に「(基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。以下同じ。)」を加え、同項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の百十六」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第二項第二号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第二項第三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の百二」に改め、同表第二項第三号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」に改め、同表第二項第三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項(第三号トに係る部分に限る。)及び第二項(第三号ホに係る部分に限る。)の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率算定自動車(令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第九条の二第三十八項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であ

つて、平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第三十九項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車(以下この条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。))とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百」と読み替えるものとする。

附則第二十二條の八の二第二項を削る。

附則第二十二條の九中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

附則第二十三條第一項第二号中「軽油自動車」を「第四百七十七條の七第一項第三号に規定する軽油自動車(第三項第六号及び第四項第三号において「軽油自動車」という。))」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第十八条第三項の改正規定 令和六年四月一日
- 二 第二条の規定及び附則第六條の規定 令和七年四月一日
- 三 第一条中附則第二十二條の五の改正規定及び附則第四條の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日
- 四 第一条中第二十五条及び附則第四條の二の改正規定並びに次條の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号)附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の群馬県税条例(以下「新条例」という。)第

二十五條の規定は、前条第四号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

第三条 新条例第四十條の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十四條の三の規定は、同条第一項の県民税の所得割の納税義務者が令和五年四月一日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、第一条の規定による改正前の群馬県税条例附則第十四條の三第一項の県民税の所得割の納税義務者が同日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

第四条 新条例附則第二十二條の五第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 新条例第四百七十七條の七及び附則第二十二條の八の三第二項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第二十三條の四第二項の規定は、令和五年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の群馬県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例に

よる。

森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年六月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十七号

森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成二十五年群馬県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十五年度」を「令和十年度」に改める。

第三条第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改め、「若しくは各連結事業年度」を削り、「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に開始した事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)第三条の規定による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下「四年旧法人税法」という。))
第二条第十二号の七に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。))の連結親法人事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。))が施行日前に開始した事業年度を含む。)
分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度(四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。))
(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。)
分の法人の県民税については、この条例による改正前の森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例第三条第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第五十二条第二項第四号」とあるのは、「第五十二条第二項第三号」とする。

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十八号

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

群馬県認定こども園の認定基準に関する条例(平成十八年群馬県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「、文部科学大臣及び厚生労働大臣」を「及び文部科学大臣」に、

「厚生労働大臣が定める指針」を「内閣総理大臣が定める指針」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年六月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十九号

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条、第三十条及び第三十八条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附則

第四十九条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十九条、第六十八条第一項、第八十二条第一項、第九十三条及び第一百一条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年六月二十三日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第四十号

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改め、同条第九項中「入所している」を「通所している」に改める。

第七条第九項中「入所している」を「通所している」に改める。

第二十四条第四項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第五十六条第三項及び第六十三条第四項中「入所している」を「通所している」に改める。

第六十七条第四項及び第九十二条第五項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

(群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和五年群馬県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第四十一条の二」の下に「(第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第一項」を「第四十一条の二第一項」に改め、附則第三項中「第四十一条の三第二項」の下に「(第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二及び第八十一条において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年六月二十三日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第四十一号

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第四項及び第三十二条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和五年群馬県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第三十八条の二」の下に「(第五十八条において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第一項」を「第三十八条の二第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県宅地造成等規制法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年六月二十三日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第四十二号

群馬県宅地造成等規制法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県宅地造成等規制法関係手数料条例(平成十一年群馬県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例

第一条中「宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。)」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。)」附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号。以下「旧法」という。)」に改める。

別表中「法」を「改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年六月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十三号

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例（平成十二年群馬県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十八の三の項中「第百八条の二第二項第十五号」の下に「又は第十六号」を加える。

附 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
